

# 吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2020 年 11 月 27 日

株式会社阿波銀行

## 吸収分割に係る事前開示事項

2020 年 11 月 27 日

各位

徳島県徳島市西船場町二丁目 24 番地の 1  
株式会社 阿波銀行  
代表取締役頭取 長岡 奨

当行（以下、「甲」という。）は、2020 年 11 月 13 日開催の取締役会において、2021 年 6 月 21 日を効力発生日とし、甲を吸収分割会社、野村證券株式会社（以下、「乙」という。）を吸収分割承継会社として、甲の登録金融機関業務に係る顧客の証券総合口座に関する権利業務を吸収分割（以下、「本件分割」という。）の方法により承継することを決議し、両社の間で本件分割に係る吸収分割契約を締結しましたので、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

なお、本件分割は、甲及び乙双方において、それぞれ会社法第 784 条第 2 項および同法 796 条第 2 項に規定する簡易分割に該当します。

### 記

#### 1. 吸収分割契約の内容に関する事項（会社法第 782 条第 1 項）

2020 年 11 月 13 日付で、甲と乙の間で締結した吸収分割契約書は、別添 1 のとおりです。

#### 2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号）

##### (1) 財産の内容

金銭

##### (2) 金額

0 円

##### (3) 算定方法

2020 年 6 月 26 日に甲と乙との間で締結しました金融商品仲介業務における包括的業務提携に関する最終契約（以下、「本業務提携」という。）は、「会社分割」「金融商品仲介業務委託」「出向」「営業支援」を一体行為とする包括的な業務提携であり、本件分割は本業務提携のスキームの一環に過ぎないことから、本業務提携全体を俯瞰して経済合理性を判断することが適切であると考えられます。

本件分割は、本業務提携における役割分担（甲は顧客管理等、乙は口座管理等）の構

策を目的とするものであり、甲において業務運営コストの削減効果が見込まれます。また、乙との新たな金融商品仲介業務委託契約により甲の証券総合口座に係る顧客との関係性は実質的に継続し、本件分割後も継続して甲が顧客管理等を行うことや当該顧客から生み出される収益も引き続き収益配分のうえ甲に継続して帰属することからも、事業的な移転価値を見出すものではないと考えております。

以上のことから、分割対価 0 円には相当性があると判断しております。

3. 吸収分割と同時に行う剰余金の配当等に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）

甲は、本件分割の効力発生日に剰余金の配当等を行いません。

4. 吸収分割会社の新株予約権の対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

甲は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

乙の最終事業年度（2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日）に係る計算書類等は別添 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

乙の最終事業年度（2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日）の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

乙において、2020 年 4 月 1 日以後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

（吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象）

甲において、2020 年 4 月 1 日以後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件分割の効力発生日時点における甲の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが

見込まれます。また、本件分割後における甲の収益状況について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本件分割後における甲の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

なお、本件分割により、分割会社である甲から承継会社である乙に対して移転する資産および負債の額はそれぞれ 0 円となる見込みです。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

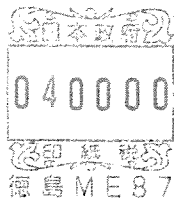
本件分割の効力発生日時点における乙の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件分割後における乙の収益状況について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本件分割後における乙の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

なお、本件分割により、承継会社である乙に対する分割会社である甲から移転する資産および負債の額はそれぞれ 0 円となる見込みです。

8. 事前開示開始後の上記各事項の変更（会社法施行規則第 183 条 7 号）

本事前開示開始日以後、上記事項に変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以 上



## 吸収分割契約書

株式会社阿波銀行（以下「分割会社」という。）及び野村證券株式会社（以下「承継会社」という。）とは、分割会社の事業の一部を承継会社が承継する吸収分割を行うことについて合意したので、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条(当事者の表示)

本件吸収分割（第 2 条で定義される。）に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 吸収分割会社（分割会社）  
商号：株式会社阿波銀行  
住所：徳島県徳島市西船場町二丁目 24 番地の 1
- (2) 吸収分割承継会社（承継会社）  
商号：野村證券株式会社  
住所：東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

### 第2条(吸収分割)

1. 分割会社及び承継会社は、効力発生日時点における分割会社の登録金融機関業務に係る顧客の証券総合口座に関する権利義務（以下「本事業」という。）を承継会社に承継させるため、本契約に従い吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）を行う。
2. 承継会社が本件吸収分割により承継する本事業に属する資産、債務、契約その他の権利義務は以下のとおりとし、その詳細については別途合意するものとする。
  - (1) 専ら本事業に属する顧客に係る預かり資産
  - (2) 専ら本事業に属する顧客との契約に係る契約上の地位及びこれらに付随する一切の権利義務。なお、承継会社は、分割会社の簿外債務（偶発債務その他の隠れた債務を含む。）を一切承継しないものとする。
  - (3) 分割会社と分割会社の従業員の間の雇用契約については、一切承継しないものとする。

### 第3条(承継会社が交付する金銭等)

承継会社が本件吸収分割により承継する本事業の対価は 0 円とする。

### 第4条(承継会社の資本金等)

本件吸収分割により承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

#### 第5条(承継する資産、債務、契約その他の権利義務)

1. 承継会社は、本件吸収分割により、効力発生日において、第2条第2項に定める資産、債務、契約その他の権利義務を分割会社から承継する。なお、権利義務の承継について監督官庁の許認可、承諾等を要するものについては、当該許認可、承諾等の取得を条件として、当該権利義務を本件吸収分割に際して承継させる。
2. 承継会社が分割会社から承継する権利義務のうち、債務については、承継会社が分割会社から免責的債務引受けの方法により承継し、本件吸収分割後、分割会社は当該債務を負わない。なお、承継会社は、分割会社の固定負債及び簿外債務を一切承継しないものとする。

#### 第6条(効力発生日)

本件吸収分割の効力発生日は2021年6月21日とする。但し、本件吸収分割の手続きの進行その他の事由により必要があるときは、承継会社及び分割会社が協議のうえ、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

#### 第7条(本件吸収分割の効力発生の停止条件)

本件吸収分割の効力は、(i)分割会社と承継会社との間で、本件吸収分割により承継会社が承継する分割会社の顧客口座及び承継会社の徳島支店の顧客口座のうち別途分割会社と承継会社間で合意した顧客口座に関する金融商品仲介業務等、並びに、新規顧客の獲得及び当該新規顧客が承継会社に開設した金融商品仲介口座に関する金融商品仲介業務等を、承継会社が分割会社に委託する金融商品仲介業務委託契約（以下「新仲介契約」という。）が締結され、これが効力発生日において有効に存続していること、及び(ii)本件吸収分割の効力発生のために関連法令に基づき必要とされる監督官庁の許認可、承諾等が得られたことを停止条件として発生するものとする。

#### 第8条(分割の承認決議)

1. 分割会社は、会社法第784条第2項（簡易分割）に基づき、本契約による本件吸収分割につき株主総会の承認を得ることなく行うものとする。なお、会社法第784条第2項に定める分割会社の総資産額の算定基準日は、2020年12月31日とする。
2. 承継会社は、会社法第796条第2項（簡易分割）に基づき、本契約による本件吸収分割につき株主総会の承認を得ることなく行うものとする。なお、会社法第796条第2項に定める承継会社の純資産額の算定基準日は、2020年12月31日とする。

#### 第9条(善管注意義務)

分割会社は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって、本契約締結時点において遂行されていた方法と実質的に同様の方法により、本事業

に属する業務執行及び財産の管理運営を行い、通常の業務の範囲を逸脱する行為やその財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ承継会社及び分割会社の間で協議のうえ、これを行う。

#### **第10条(分割条件の変更及び解除)**

本契約締結の日から効力発生日までの間において、分割会社の財産状態又は経営状態に重要な変動を生じた場合、本件吸収分割の実行のために必要な関係官庁からの許認可等が得られなかったとき、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合、承継会社及び分割会社が協議・合意のうえ、本件吸収分割の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

#### **第11条(競業禁止)**

本件吸収分割について、会社法第 21 条の規定は適用しない。その他、競業禁止義務に関しては、新仲介契約における合意内容に従うものとする。

#### **第12条(管轄)**

本件吸収分割の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **第13条(協議事項)**

本契約に規定のない事項については、本契約の趣旨に従い、別途、分割会社と承継会社とが協議のうえ決定する。

(以下余白)

以上、本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、分割会社及び承継会社が記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

2020 年 11 月 13 日

分割会社 : 徳島県徳島市西船場町二丁目 24 番地の 1  
株式会社阿波銀行  
取締役頭取 長岡 奨

承継会社 : 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号  
野村證券株式会社  
代表取締役社長 森田 敏夫





第 19 期 計 算 書 類  
お よ び  
そ の 附 属 明 細 書

会社法第435条第2項に規定される書類

野 村 證 券 株 式 会 社

# 第 19 期 末 貸 借 対 照 表

(2020年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目        | 金 額        | 科 目          | 金 額        |
|------------|------------|--------------|------------|
| 資産の部       |            | 負債の部         |            |
| 流動資産       |            | 流動負債         |            |
| 現金・預金      | 1,393,598  | トレーディング商品    | 2,496,881  |
| 預託金        | 16,546     | 商品有価証券等      | 1,820,952  |
| トレーディング商品  | 3,300,142  | デリバティブ取引     | 675,929    |
| 商品有価証券等    | 2,483,720  | 信用取引負債       | 39,723     |
| デリバティブ取引   | 816,421    | 信用取引借入金      | 1,945      |
| 約見返勘定      | 703,001    | 信用取引貸証券受入金   | 37,777     |
| 信用取引資産     | 168,942    | 有価証券担保借入金    | 5,591,926  |
| 信用取引貸付金    | 147,385    | 有価証券貸借取引受入金  | 1,321,320  |
| 信用取引借証券担保金 | 21,557     | 現先取引借入金      | 4,270,605  |
| 有価証券担保貸付金  | 5,658,363  | 預り金          | 691,399    |
| 借入有価証券担保金  | 2,610,411  | 受入保証金        | 600,826    |
| 現先取引貸付金    | 3,047,952  | 短期借入金        | 1,100,745  |
| 立替金        | 5,910      | 関係会社短期借入金    | 343,800    |
| 短期差入保証金    | 1,332,476  | 短期社債         | 463,000    |
| 短期貸付金      | 552,085    | 未払法人税等       | 5,331      |
| その他の流動資産   | 53,527     | 未払金          | 37,734     |
| 流動資産計      | 13,184,588 | 賞与引当金        | 38,850     |
| 固定資産       |            | その他の流動負債     | 45,091     |
| 有形固定資産     | 1,634      | 流動負債計        | 11,455,306 |
| 無形固定資産     | 221        | 固定負債         |            |
| 投資その他の資産   | 70,036     | 社債           | 4,700      |
| 投資有価証券     | 23,443     | 長期借入金        | 851,650    |
| 繰延税金資産     | 40,288     | 関係会社長期借入金    | 175,000    |
| 前払年金費用     | 1,275      | 退職給付引当金      | 34,179     |
| その他        | 6,165      | 資産除去債務       | 5,895      |
| 貸倒引当金      | △1,135     | その他の固定負債     | 55,000     |
| 固定資産計      | 71,891     | 固定負債計        | 1,126,424  |
|            |            | 特別法上の準備金     |            |
|            |            | 金融商品取引責任準備金  | 21,847     |
|            |            | 特別法上の準備金計    | 21,847     |
|            |            | 負債合計         | 12,603,577 |
|            |            | 純資産の部        |            |
|            |            | 株主資本         |            |
|            |            | 資本金          | 10,000     |
|            |            | 資本剰余金        |            |
|            |            | 資本準備金        | 529,579    |
|            |            | その他資本剰余金     | 55,951     |
|            |            | 資本剰余金合計      | 585,530    |
|            |            | 利益剰余金        |            |
|            |            | その他利益剰余金     |            |
|            |            | 繰越利益剰余金      | 52,577     |
|            |            | 利益剰余金合計      | 52,577     |
|            |            | 株主資本合計       | 648,107    |
|            |            | 評価・換算差額等     |            |
|            |            | その他有価証券評価差額金 | 4,795      |
|            |            | 評価・換算差額等合計   | 4,795      |
|            |            | 純資産合計        | 652,902    |
| 資産合計       | 13,256,479 | 負債・純資産合計     | 13,256,479 |

# 第 19 期 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額     |
|---------------|---------|
| 営業収益          |         |
| 受入手数料         | 349,831 |
| トレーディング損益     | 165,217 |
| 金融収益          | 74,655  |
| 営業収益計         | 589,704 |
| 金融費用          | 69,174  |
| 純営業収益         | 520,530 |
| 販売費・一般管理費     |         |
| 取引関係費         | 92,820  |
| 人件費           | 181,670 |
| 不動産関係費        | 38,706  |
| 事務費           | 123,360 |
| 減価償却費         | 2,955   |
| 租税公課          | 5,993   |
| その他           | 6,435   |
| 販売費・一般管理費計    | 451,939 |
| 営業利益          | 68,592  |
| 営業外収益         | 2,507   |
| 営業外費用         | 733     |
| 経常利益          | 70,366  |
| 特別利益          |         |
| 株式報酬受入益       | 1,023   |
| 特別利益計         | 1,023   |
| 特別損失          |         |
| 金融商品取引責任準備金繰入 | 3       |
| 特別損失計         | 3       |
| 税引前当期純利益      | 71,387  |
| 法人税、住民税及び事業税  | 21,753  |
| 法人税等調整額       | △1,426  |
| 当期純利益         | 51,060  |

# 第 19 期 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から2020年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株主資本   |         |              |             |                             |             |            |
|-------------------------|--------|---------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|
|                         | 資本金    | 資本剰余金   |              |             | 利益剰余金                       |             | 株主資本<br>合計 |
|                         |        | 資本準備金   | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |            |
| 当期首残高                   | 10,000 | 529,579 | 45,067       | 574,646     | 66,302                      | 66,302      | 650,948    |
| 当期変動額                   |        |         |              |             |                             |             |            |
| 剰余金の配当                  |        |         |              |             | △40,000                     | △40,000     | △40,000    |
| 当期純利益                   |        |         |              |             | 51,060                      | 51,060      | 51,060     |
| 合併による当期変動額              |        |         | 10,884       | 10,884      | △24,785                     | △24,785     | △13,901    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |        |         |              |             |                             |             |            |
| 当期変動額合計                 | —      | —       | 10,884       | 10,884      | △13,725                     | △13,725     | △2,841     |
| 当期末残高                   | 10,000 | 529,579 | 55,951       | 585,530     | 52,577                      | 52,577      | 648,107    |

|                         | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計   |
|-------------------------|------------------|----------------|---------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |         |
| 当期首残高                   | —                | —              | 650,948 |
| 当期変動額                   |                  |                |         |
| 剰余金の配当                  |                  |                | △40,000 |
| 当期純利益                   |                  |                | 51,060  |
| 合併による当期変動額              |                  |                | △13,901 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 4,795            | 4,795          | 4,795   |
| 当期変動額合計                 | 4,795            | 4,795          | 1,954   |
| 当期末残高                   | 4,795            | 4,795          | 652,902 |

## 個別注記表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）および「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

### [重要な会計方針]

#### 1. 有価証券およびデリバティブ取引等の評価基準および評価方法

- (1) トレーディング商品に属する有価証券(売買目的有価証券)等の評価基準および評価方法  
時価法を採用しております。

当社は金融商品取引業の一環として自己の計算で有価証券およびデリバティブ取引等（以下、有価証券等という）の売買、引受を行い、その結果として有価証券等のポジションを保有しているものについて、トレーディング商品として計上しております。

- (2) トレーディング商品に属さない有価証券(その他の有価証券)等の評価基準および評価方法

時価法を採用しております。なお、取得原価（移動平均法により算定）ないし償却原価との評価差額を、全部純資産直入する方法によって計上しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

- (2) 無形固定資産および投資その他の資産

定額法を採用しております。

#### 3. 引当金および準備金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。

- (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金および確定給付企業年金について、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。退職給付債務および勤務費用の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異ならびに過去勤務費用のうち確定給付企業年金にかかるものは、その発生時の従業員の平均残存勤務年数（11年～16年）による定額法により発生した会計年度から費用処理しております。

退職一時金にかかるものは、発生した会計年度において一括費用処理しております。

なお、当期末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

- (4) 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5および金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

7. 金融資産と金融負債の相殺表示

当社は、金融商品会計に関する実務指針（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号）に定める要件を満たす場合に、信用リスク軽減の効果をより明瞭に表示するため金融資産と金融負債を相殺して表示しております。

（1）デリバティブ取引の相殺表示

法的に有効なマスターネットティング契約を有する同一相手先に対する金利等のスワップ取引については相殺して表示しております。

（2）現金担保付債券貸借取引の相殺表示

同一相手先かつ同一決済日など一定の要件を満たした現金担保付債券貸借取引については相殺して表示しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

|        |            |
|--------|------------|
| 短期金銭債権 | 97,264百万円  |
| 短期金銭債務 | 376,091百万円 |
| 長期金銭債務 | 175,000百万円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,249百万円

3. 担保に供している資産

(1) 担保に供している資産

|           |            |
|-----------|------------|
| トレーディング商品 | 431,083百万円 |
|-----------|------------|

(2) 担保にかかる債務

|         |                   |
|---------|-------------------|
| 短期借入金   | 693,245百万円        |
| 長期借入金   | 63,500百万円         |
| 信用取引借入金 | 1,945百万円          |
| 計       | <u>758,690百万円</u> |

なお、このほかに借入有価証券および担保受入有価証券を453,661百万円差し入れております。

4. 差入有価証券等

(1) 有価証券を担保とした金融取引、有価証券の消費貸借契約、信用取引に関わるもの、および、保証金等の代用等として差し入れた有価証券、または受け入れた有価証券の時価額（上記3.に属するものを除く）

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 差し入れた有価証券の合計額      | 6,335,050百万円 |
| うち主なもの             |              |
| 現先取引で売却した有価証券      | 4,289,213百万円 |
| 消費貸借契約により貸し付けた有価証券 | 1,633,781百万円 |

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 受け入れた有価証券の合計額      | 7,248,953百万円 |
| うち主なもの             |              |
| 現先取引で買い付けた有価証券     | 3,038,282百万円 |
| 消費貸借契約により借り入れた有価証券 | 3,748,556百万円 |
| デリバティブ取引にかかる担保     | 236,955百万円   |

(2) このほか、顧客分別金信託として有価証券を842,769百万円信託しております。

5. 借入金中の劣後特約付借入金

|           |            |
|-----------|------------|
| 関係会社短期借入金 | 175,000百万円 |
| 関係会社長期借入金 | 175,000百万円 |

## 6. 保証債務（注1）

（単位：百万円）

| 保証先                             | 内容            | 金額      |
|---------------------------------|---------------|---------|
| ノムラ・インターナショナル・ファンディング Pte. Ltd. | ミディアム・ターム・ノート | 189,039 |
| ノムラ・インターナショナル PLC（注2）           | ストックレンディング    | 35,665  |
| ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス N.V（注2）        | ミディアム・ターム・ノート | 29,600  |
| ノムラ・インターナショナル PLC（注2）           | デリバティブ取引等     | 23,735  |
| ノムラ・グローバル・ファイナンス・プロダクツInc.（注2）  | デリバティブ取引等     | 12,620  |
| その他                             |               | 16,295  |

（注1） 日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第61号に従い、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めております。

（注2） 野村ホールディングス株式会社と連帯して保証する債務を含んでおります。



[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

営業収益

7,826百万円

金融費用および販売費・一般管理費

170,878百万円

営業取引以外の取引高

1,911百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度期末 |
|---------|---------|----|----|---------|
| 普通株式(株) | 201,410 | —  | —  | 201,410 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日     |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-----------|
| 2019年4月25日<br>取締役会 | 普通株式  | 40,000          | 198,600         | 2019年3月31日 | 2019年6月3日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

| 決議                | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日     |
|-------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-----------|
| 2020年5月8日<br>取締役会 | 普通株式  | 100,000         | 496,500         | 2020年3月31日 | 2020年6月8日 |

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産および負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

|             |            |
|-------------|------------|
| 賞与引当金       | 13,110百万円  |
| 有価証券・デリバティブ | 25,719百万円  |
| 退職給付引当金     | 10,595百万円  |
| 金融商品取引責任準備金 | 6,773百万円   |
| 未払事業税       | 1,224百万円   |
| 固定資産評価減     | 1,257百万円   |
| 資産除去債務計上否認  | 1,828百万円   |
| その他         | 1,754百万円   |
| 繰延税金資産小計    | 62,260百万円  |
| 評価性引当額      | △19,630百万円 |
| 繰延税金資産合計    | 42,630百万円  |

繰延税金負債

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △489百万円   |
| その他             | △1,853百万円 |
| 繰延税金負債合計        | △2,342百万円 |
| 繰延税金資産の純額       | 40,288百万円 |

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、事務機器・自動車等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## [金融商品に関する注記]

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社、当社の親会社（野村ホールディングス株式会社）およびその関係会社の主たる事業は証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資金運用の両面で幅広いサービスを提供しております。これらの事業を行うため、当社は、有価証券等の売買取引のほか、デリバティブ取引についても、原則として、顧客のさまざまなニーズに対応した商品、取引等を提供していくための業務として、取り組んでおります。そのために生じるトレーディング・ポジションにかかるリスク管理は極めて重要であり、トレーディング部門内のリスク管理に加え、独立したリスク管理部署によるグローバルベースでのリスク管理に注力しております。また、デリバティブ取引は、顧客のさまざまなニーズに対する商品として利用しているほか、トレーディング業務の遂行に付随して発生するリスクのヘッジ、調節等の目的でもデリバティブ取引を利用しており、有価証券等の売買とデリバティブ取引を一体として運営、管理しております。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

当社のトレーディング・ポジションは、顧客ニーズに対応する取引、市場機能を補完するためのマーケットメイク取引、自己の計算にかかるディーリング業務等から発生いたします。

取引所で行う取引の結果として、上場株式、新株予約権付社債、株価指数の先物およびオプション取引、債券先物取引等のポジションを保有しております。取引所取引の先物、オプション等のデリバティブ取引のポジションは、取引所での市場機能の補完や当社の商品有価証券等のヘッジおよび裁定取引の結果として発生しております。

また、取引所以外の取引の結果として、債券、ワラント、選択権付債券売買取引、エキイティ・デリバティブ取引、有価証券貸借取引および現先取引等のポジションを保有しております。さらに、為替取引、通貨先物、金利・通貨スワップ取引等のポジションを保有しておりますが、これらは顧客の抱える為替・金利等のリスクのヘッジやリスクの変換ニーズに対応して発生したポジションおよび当社の商品有価証券等のヘッジ目的によるポジションであります。

トレーディング業務に伴って発生し、当社の財務状況に大きな影響を与えるリスクとしては、主としてマーケットリスクと信用リスク（発行体リスク、取引先リスク）、流動性リスクがあげられます。

#### (3) 金融商品にかかるリスク管理体制

##### ① マーケットリスク管理

株式、金利、為替等の相場変動に伴ってトレーディング・ポジションの価値（時価額）は増減いたします。当社は、この価値の増減をマーケットリスクとして認識しております。当社のトレーディング・ポジションは、主として顧客取引の結果として発生しており、相場変動によりトレーディング・ポジションの価値が減少するリスクを回避するため、適切なヘッジ取引を行っております。ヘッジの手段は、現物有価証券だけに限らずデリバティブ取引も含めてその時点で最適なものが選択されます。したがって、ヘッジ手段まで含めたトレーディング・ポートフォリオについて、日々時価評価を行いマーケットリスクを計算するなど、ルールに沿ったポジション運営がなされております。トレーディング・ポートフォリオは各商品部門で商品別あるいは取引目的別に管理されているほか、トレーディング部門から独立したリスク・マネジメント部門がグローバルベースで日々独自に評価をチェックし、リスク額等を関係執行役に報告しております。マーケットリスクの管理に関するルールは、野村ホールディングス株式会社の統合リスク管理会議で決定されます。

##### ② 信用リスク（発行体リスクおよび取引先リスク）管理

発行体リスクおよび取引先リスクは、当社が有価証券を保有している場合や取引先に対する債権を保有している場合に、発行体や取引先が義務を履行しないリスクであります。典型的には、発行体や取引先がデフォルト状態となった時に発生します。

有価証券の発行体リスクは、市場価格に反映され、日々時価評価されております。しかし、格付けの引下げによる急激な価格変動および発行体のデフォルト時に発生する損失は、発生する可能性としては低いものの、一旦発生した場合の損失見込額は大きく、リスク管理上、非常に重要と認識しております。当社は発行体の格下げやデフォルトの発生確率および発生時の損

失見込額を合理的に算出し、トレーディング部門とリスク・マネジメント部門の双方で保有有価証券のポートフォリオを注意深く監視しております。

デリバティブ取引のうち取引所取引は、取引所と日々決済が行われ、また、当社に取引所取引を委託する顧客からは十分な委託証拠金（担保）を徴求しておりますので、取引先リスクは少額であると認識しております。他方、取引所以外でのデリバティブ取引については、与信に相当する取引先リスクが発生します。当社では、リスク・マネジメント部門が取引先の信用度に応じて与信限度額を設定しモニタリングを行っております。取引先リスクは、デリバティブ取引を時価評価して得られる与信相当額と契約終了時までの潜在的与信相当額の合計額で管理されており、必要に応じて担保の徴求等を行うなど与信相当額を低減するための対策を講じております。また、デリバティブ取引に関する基本契約書の整備にも注力しております。

### ③ 資金流動性リスク管理

当社では、資金流動性リスクを野村グループの信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクと定義しております。このリスクは、市場において有担保あるいは無担保調達が不可能になる、野村グループの信用力が低下する、予定外の資金需要の変化に対応できない、迅速かつ最小の損失での資産の流動化ができない、あるいは、グループ会社間の自由な資金移動が妨げられる規制資本上の制約に関する変化等、市場全体の事情や野村グループ固有の事情により発生します。資金流動性リスク管理については、野村ホールディングス株式会社の経営会議が定める流動性リスク・アペタイトに基づくことを基本方針としており、野村ホールディングス株式会社が統合管理しております。野村グループの資金流動性管理は、市場全体が流動性ストレス下にある場合において、またそれに加えて野村グループの信用リスクに過度なストレスを想定した場合においても、それぞれ1年間、および30日間にわたり、無担保による資金調達が困難な場合においても、保有資産を維持しつつ業務を継続することができる十分な資金流動性を常に確保することを主な目的としております。また、金融庁の定める流動性カバレッジ比率（「金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社およびその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社およびその子法人等の経営の健全性のうち流動性にかかる健全性の状況を表示する基準」）の充足が求められております。

当社は、主な流動性維持の目的を達成可能とする、さまざまな流動性リスク管理フレームワークを定めております。このフレームワークには、（1）余剰資金の確保、（2）資産構成等に見合った資金調達ならびに調達手段の多様化および調達期間の分散、（3）金融機関が当社に対し設定する与信枠の維持・管理、（4）コンティンジェンシー・ファンディング・プランに関することが含まれております。

### （4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

### （5）マーケットリスクにかかる定量的情報

#### トレーディング目的の金融商品

当社では、「トレーディング商品（資産および負債）」、「有価証券担保貸付金」ならびに「有価証券担保借入金」に関し、マーケットリスクの測定方法として、バリュアットリスク（VaR）を採用しております。

VaRとして知られる統計的な手法は、ある一定期間に一定の信頼水準内で、市場の変動により発生しうる損失額と定義されます。当社では、トレーディング・ポートフォリオについて、信頼水準99%、保有期間1日のVaRを計測しています。VaRモデルに含まれるマーケットリスクは、株価、金利、外国為替レート、およびそれらに関連するボラティリティや相関等があります。ボラティリティと相関の計算に利用されるヒストリカル・データは、直近のデータに比重をかけて計算されています。

VaR算出における当社のトレーディング・ポジションのリスクの計量化に関しては、多くの前提と近似値が用いられます。当社の用いる前提や近似値あるいはそれらの組み合わせは合理的なものと考えておりますが、前提や近似値が異なれば、VaRの値が大きく異なる可能性があります。

① VaRの前提

- ・信頼水準：99%
- ・保有期間：1日
- ・商品の価格変動等を考慮

② VaRの実績

(単位：億円)

|                    | 2020年3月31日現在 |
|--------------------|--------------|
| 株式関連               | 15           |
| 金利関連               | 6            |
| 為替関連等              | 16           |
| 小計                 | 37           |
| 分散効果               | △14          |
| バリュアットリスク<br>(VaR) | 24           |

(単位：億円)

|                    | 自 2019年4月1日<br>至 2020年3月31日 |     |     |
|--------------------|-----------------------------|-----|-----|
|                    | 最大値                         | 最小値 | 平均値 |
| バリュアットリスク<br>(VaR) | 41                          | 6   | 10  |

なお、当社は、バックテストを実施し、トレーディング・ポートフォリオのVaRの値と実際の損益とを比較し、リスク計測に利用されるモデルの精度を検証しています。VaRを超過する損益の回数をカウントし、所定の回数に収まっているかを検証します。超過回数が所定の基準を上回った場合は、VaRメソドロジーの調整を行います。

トレーディング目的以外の金融商品

主要な市場リスクにかかるリスク変数が貸借対照表の時価に与える影響に重要性がないため開示を省略しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

|               | 貸借対照表計上額   | 時価         | 差額    |
|---------------|------------|------------|-------|
| (1)現金・預金      | 1,393,598  | 1,393,598  | —     |
| (2)預託金        | 16,546     | 16,546     | —     |
| (3)トレーディング商品  | 3,300,142  | 3,300,142  | —     |
| 商品有価証券等       | 2,483,720  | 2,483,720  | —     |
| デリバティブ取引      | 816,421    | 816,421    | —     |
| (4)約定見返勘定     | 703,001    | 703,001    | —     |
| (5)信用取引資産     | 168,942    | 168,942    | —     |
| 信用取引貸付金       | 147,385    | 147,385    | —     |
| 信用取引借証券担保金    | 21,557     | 21,557     | —     |
| (6)有価証券担保貸付金  | 5,658,363  | 5,658,363  | —     |
| 借入有価証券担保金     | 2,610,411  | 2,610,411  | —     |
| 現先取引貸付金       | 3,047,952  | 3,047,952  | —     |
| (7)立替金        | 5,910      | 5,910      | —     |
| (8)短期差入保証金    | 1,332,476  | 1,332,476  | —     |
| (9)短期貸付金      | 552,085    | 552,085    | —     |
| (10)投資有価証券    | 23,443     | 23,443     | —     |
| 資産計           | 13,154,504 | 13,154,504 | —     |
| (1)トレーディング商品  | 2,496,881  | 2,496,881  | —     |
| 商品有価証券等       | 1,820,952  | 1,820,952  | —     |
| デリバティブ取引      | 675,929    | 675,929    | —     |
| (2)信用取引負債     | 39,723     | 39,723     | —     |
| 信用取引借入金       | 1,945      | 1,945      | —     |
| 信用取引貸証券受入金    | 37,777     | 37,777     | —     |
| (3)有価証券担保借入金  | 5,591,926  | 5,591,926  | —     |
| 有価証券貸借取引受入金   | 1,321,320  | 1,321,320  | —     |
| 現先取引借入金       | 4,270,605  | 4,270,605  | —     |
| (4)預り金        | 691,399    | 691,399    | —     |
| (5)受入保証金      | 600,826    | 600,826    | —     |
| (6)短期借入金      | 1,100,745  | 1,100,745  | —     |
| (7)関係会社短期借入金  | 343,800    | 343,800    | —     |
| (8)短期社債       | 463,000    | 463,000    | —     |
| (9)未払金        | 37,734     | 37,734     | —     |
| (10)社債        | 4,700      | 4,700      | —     |
| (11)長期借入金     | 851,650    | 851,650    | —     |
| (12)関係会社長期借入金 | 175,000    | 178,147    | 3,147 |
| 負債計           | 12,397,384 | 12,400,530 | 3,147 |

## 資産

### (1) 現金・預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、当期末は該当ございません。

### (2) 預託金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

### (3) トレーディング商品（資産および負債）

商品有価証券等の時価は、一般的に市場取引価格、もしくは合理的な水準の価格客観性を持つ業者間取引価格、変数が直接観察可能な類似の金融商品を参照して得た価格に基づいております。商品有価証券等のなかには流動性の低い商品が含まれており、そのような商品に関しては当社による最善の見積公正価値を利用して価格決定がなされております。

デリバティブ取引は、上場デリバティブおよび店頭取引デリバティブで構成されております。上場デリバティブの時価は、市場取引価格または評価モデルによって決定されます。店頭取引デリバティブは、評価モデルを使用して価格評価がなされます。

#### ① 商品有価証券等の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

| 種類                          | 資産          | 負債          |
|-----------------------------|-------------|-------------|
| 株式・ワラント                     | 153, 164    | 292, 298    |
| 債券                          | 2, 119, 790 | 1, 151, 596 |
| 受益証券等                       | 210, 766    | 377, 058    |
| トレーディング損益に含まれた評価益<br>(△評価損) | △ 26, 229   |             |

#### ② デリバティブ取引の契約額および時価

(単位：百万円)

| 種類          | 資産            |              | 負債            |              |
|-------------|---------------|--------------|---------------|--------------|
|             | 契約額等          | 時価           | 契約額等          | 時価           |
| オプション取引     | 5, 977, 101   | 273, 301     | 6, 137, 686   | 323, 943     |
| 為替予約取引      | 13, 029, 139  | 244, 451     | 12, 261, 850  | 213, 544     |
| スワップ取引      | 235, 027, 458 | 6, 091, 170  | 236, 290, 716 | 5, 889, 133  |
| 先物・先渡取引     | 1, 856, 993   | 28, 049      | 2, 051, 726   | 69, 859      |
| デリバティブ取引相殺額 | —             | △5, 820, 550 | —             | △5, 820, 550 |
| 合計          | —             | 816, 421     | —             | 675, 929     |

(注) 1. 時価ならびにみなし決済損益を貸借対照表に計上しておりますので、評価損益欄を設けておりません。

2. 法的に有効なマスターネットティング契約を有する同一相手先に対する金利スワップ等のデリバティブ取引額については、貸借対照表上相殺して表示しております。

3. 時価の算定方法は、金融商品取引所等の基準値段もしくは清算値段、または見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値等を用い算定しております。

### (4) 約定見返勘定、(5) 信用取引資産

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(6) 有価証券担保貸付金

有価証券貸借取引および現先取引に伴う取引相手先への貸付金額が計上されております。受入れた有価証券の時価の変動により貸付金額の調整を行っていることや短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(7) 立替金、(8) 短期差入保証金、(9) 短期貸付金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(10) 投資有価証券

投資有価証券の時価は、市場取引価格に基づいております。

(注) 金銭債権等の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|               | 1年以内      |
|---------------|-----------|
| (1) 現金・預金     | 1,393,598 |
| (2) 預託金       | 16,546    |
| (5) 信用取引資産    | 168,942   |
| (6) 有価証券担保貸付金 | 5,658,363 |
| (7) 立替金       | 5,910     |
| (8) 短期差入保証金   | 1,332,476 |
| (9) 短期貸付金     | 552,085   |
| 合計            | 9,127,918 |

負債

(1) トレーディング商品

資産(3) トレーディング商品に記載しております。

(2) 信用取引負債

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(3) 有価証券担保借入金

有価証券貸借取引および現先取引に伴う取引相手先からの借入金額が計上されております。また、差入れた有価証券の時価の変動により借入金額の調整を行っていることや短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(4) 預り金、(5) 受入保証金、(6) 短期借入金、(7) 関係会社短期借入金、(8) 短期社債、

(9) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(10) 社債、(11) 長期借入金、(12) 関係会社長期借入金

社債、長期借入金および関係会社長期借入金は、一定の期間ごとに区分した当該債務の元利金の合計額を同様の債務において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。ただし、変動利率のうち短期間で市場金利を反映している債務については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。



(注) 社債、長期借入金およびその他の有利子負債等の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

|               | 1 年以内     | 1 年超<br>2 年以内 | 2 年超<br>3 年以内 | 3 年超<br>4 年以内 | 4 年超<br>5 年以内 | 5 年超    |
|---------------|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------|
| (2)信用取引負債     | 39,723    | —             | —             | —             | —             | —       |
| (3)有価証券担保借入金  | 5,591,926 | —             | —             | —             | —             | —       |
| (4)預り金        | 691,399   | —             | —             | —             | —             | —       |
| (5)受入保証金      | 600,826   | —             | —             | —             | —             | —       |
| (6)短期借入金      | 1,100,745 | —             | —             | —             | —             | —       |
| (7)関係会社短期借入金  | 343,800   | —             | —             | —             | —             | —       |
| (8)短期社債       | 463,000   | —             | —             | —             | —             | —       |
| (9)未払金        | 37,734    | —             | —             | —             | —             | —       |
| (10)社債        | —         | —             | —             | —             | —             | 4,700   |
| (11)長期借入金     | —         | 22,400        | 25,500        | 53,050        | 148,000       | 602,700 |
| (12)関係会社長期借入金 | —         | 175,000       | —             | —             | —             | —       |
| 合計            | 8,869,153 | 197,400       | 25,500        | 53,050        | 148,000       | 607,400 |

[関連当事者との取引に関する注記]

1. 親会社および法人主要株主等

(単位：百万円)

| 種類  | 会社等の名称         | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係                | 取引の内容              | 取引金額    | 科目        | 期末残高    |
|-----|----------------|---------------------|--------------------------|--------------------|---------|-----------|---------|
| 親会社 | 野村ホールディングス株式会社 | (被所有)<br>直接100%     | 諸設備の利用<br>資金の借入<br>役員の兼任 | 情報処理システム利用料の支払     | 93,147  | 未払費用      | 16,372  |
|     |                |                     |                          | 資金の借入              | 594,516 | 関係会社短期借入金 | 343,800 |
|     |                |                     |                          | 劣後特約付コミットメントラインの設定 | 700,000 | 関係会社長期借入金 | 175,000 |
|     |                |                     |                          | 利息の支払              | 6,897   | 未払費用      | 1,025   |
|     |                |                     |                          | コミットメントライン設定料の支払   | 705     | 未払費用      | —       |

取引条件および取引条件の決定方針等

情報処理システム利用料につきましては、親会社の原価を基準として合理的に決定しております。

資金の借入につきましては、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は差し入れておりません。

上記の劣後特約付コミットメントラインの設定における取引金額は、融資限度額を示しております。

(注) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引金額には月末平均残高を記載しております。

## 2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

| 種類      | 会社等の名称                         | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者との関係     | 取引の内容  | 取引金額    | 科目        | 期末残高    |
|---------|--------------------------------|---------------------|---------------|--------|---------|-----------|---------|
| 親会社の子会社 | ノムラ・インターナショナルPLC               | なし                  | 債務保証          | 債務保証   | 59,667  | —         | —       |
|         |                                |                     |               | 保証料の受入 | 54      | 未収収益      | 54      |
| 親会社の子会社 | ノムラ・インターナショナル・ファンディングPte. Ltd. | なし                  | 債務保証          | 債務保証   | 189,039 | —         | —       |
|         |                                |                     |               | 保証料の受入 | 69      | 未収収益      | 69      |
| 親会社の子会社 | ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.           | なし                  | 債務保証          | 債務保証   | 29,600  | —         | —       |
|         |                                |                     |               | 保証料の受入 | 8       | 未収収益      | 8       |
| 親会社の子会社 | ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナルInc.     | なし                  | 債務保証          | 債務保証   | 1,810   | —         | —       |
|         |                                |                     |               | 保証料の受入 | 1       | 未収収益      | 1       |
| 親会社の子会社 | ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.   | なし                  | 債務保証          | 債務保証   | 12,620  | —         | —       |
|         |                                |                     |               | 保証料の受入 | 17      | 未収収益      | 17      |
| 親会社の子会社 | 野村アセットマネジメント株式会社               | なし                  | 資金の借入         | 資金の借入  | 20,000  | 短期社債      | 20,000  |
| 親会社の子会社 | 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社      | なし                  | 債務保証<br>資金の貸付 | 債務保証   | 1,360   | —         | —       |
|         |                                |                     |               | 保証料の受入 | 3       | 未収収益      | 3       |
|         |                                |                     |               | 資金の貸付  | 216,667 | 関係会社短期貸付金 | 550,000 |
|         |                                |                     |               | 利息の受取  | 604     | 未収収益      | —       |

### 取引条件および取引条件の決定方針等

債務保証の内容については、[貸借対照表に関する注記] 6. 保証債務に記載しております。また、それぞれの取引における保証料率は一般の市場実勢を勘案し合理的に決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

|            |               |
|------------|---------------|
| 1株当たり純資産額  | 3,241,657円16銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 253,512円44銭   |

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

[収益認識に関する注記]

当社の顧客との契約から生じる主たる収益は、以下のとおりです。

(委託売買業務)

顧客より委託を受けて有価証券の売買等を執行する業務については、約定日に収益を認識しております。

(引受け・売出し業務)

有価証券等の引受けおよび売出し業務については、引受け業務は条件決定日に、売出し業務は条件決定日または顧客への販売時に収益を認識しております。

(募集・売出しの取り扱い業務、私募の取り扱い業務)

有価証券等の募集・売出しの取り扱い業務、私募の取り扱い業務については、募集等の申し込みがあった時に収益を認識しております。

(その他)

受益証券の代行事務報酬については、時間の経過に応じて収益を認識しております。

財務アドバイザーサービスの成功報酬については、変動対価であるため、重要な戻し入れが発生しないと判断された時点である契約上の条件を充足する時に収益を認識しております。

[その他の注記]

当社は、2019年5月28日、不適切な情報伝達事案が発生したことにより、金融庁から金融商品取引法第51条に基づく行政処分（業務改善命令）を受け、当該行政処分に起因して一部ビジネス機会を喪失しました。2019年6月3日、当社は金融庁に改善報告書を提出し、受理されましたが、今後も評判の毀損等によりさらにビジネス機会を喪失する可能性があります。したがって、今後の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。現時点で影響額の合理的な見積もりを行うことは困難であります。

## 附 属 明 細 書

### 1. 有形固定資産および無形固定資産の明細

(単位：百万円)

| 資産の種類  | 期首<br>帳簿価額 | 当期<br>増加額 | 当期<br>減少額 | 当期<br>償却額 | 期末<br>帳簿価額 | 減価償却<br>累計額 |
|--------|------------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|
| 有形固定資産 |            |           |           |           |            |             |
| 建物     | 1,220      | 3,264     | 7         | 2,869     | 1,608      | 1,138       |
| 器具備品   | 33         | 5         | 1         | 10        | 27         | 111         |
| 合計     | 1,253      | 3,268     | 8         | 2,879     | 1,634      | 1,249       |
| 無形固定資産 |            |           |           |           |            |             |
| 借家権    | 244        | 107       | 54        | 75        | 221        | —           |
| 電話加入権等 | 0          | —         | —         | 0         | 0          | —           |
| 合計     | 244        | 107       | 54        | 75        | 221        | —           |

### 2. 引当金の明細

(単位：百万円)

| 科目          | 当期首残高  | 当期増加額  | 当期減少額  | 当期末残高  |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| 貸倒引当金       | 1,298  | —      | 163    | 1,135  |
| 賞与引当金       | 35,035 | 38,850 | 35,035 | 38,850 |
| 退職給付引当金     | 32,536 | 4,961  | 3,318  | 34,179 |
| 金融商品取引責任準備金 | 21,845 | 2,424  | 2,421  | 21,847 |

(注) 金融商品取引法第46条の5および金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を「金融商品取引責任準備金」として計上しております。

### 3. 販売費および一般管理費の明細

(単位：百万円)

| 区分     | 科目        | 金額      |
|--------|-----------|---------|
| 取引関係費  | 支払手数料     | 54,787  |
|        | 取引所・協会費   | 6,744   |
|        | 通信・運送費    | 13,715  |
|        | 旅費・交通費    | 4,561   |
|        | 広告宣伝費     | 11,221  |
|        | 交際費       | 1,792   |
|        | 計         | 92,820  |
| 人件費    | 役員報酬      | 123     |
|        | 従業員給料     | 81,806  |
|        | その他の報酬・給料 | 26,901  |
|        | 退職金       | 921     |
|        | 福利厚生費     | 20,477  |
|        | 賞与引当金繰入   | 37,170  |
|        | 退職給付費用    | 14,271  |
|        | 計         | 181,670 |
| 不動産関係費 | 不動産費      | 34,104  |
|        | 器具・備品費    | 4,602   |
|        | 計         | 38,706  |
| 事務費    | 事務委託費     | 122,672 |
|        | 事務用品費     | 688     |
|        | 計         | 123,360 |
| 減価償却費  |           | 2,955   |
| 租税公課   |           | 5,993   |
| その他    | 水道光熱費     | 1,566   |
|        | 資料・研修費    | 2,561   |
|        | 会議費・会費    | 352     |
|        | 寄付金       | 97      |
|        | 消耗品費      | 128     |
|        | 雑費        | 1,732   |
|        | 計         | 6,435   |
| 合 計    |           | 451,939 |

第 19 期 事 業 報 告

お よ び

そ の 附 属 明 細 書

会社法第435条第2項に規定される書類

野 村 證 券 株 式 会 社

## 第 19 期 事 業 報 告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

### I. 当社の状況に関する重要な事項

#### i. 当社の現況に関する事項

##### 1. 事業の経過およびその成果

###### 業績総括

当社は、親会社である野村ホールディングス株式会社の傘下会社の一つとして、グループ一体となった連結経営の下で会社運営が行われており、下記に掲げる業績総括は、企業集団としての業績総括を記載いたしております。

当期の世界経済は景気拡大が続いたものの、2020年に入ってから新型コロナウイルス感染症の拡大によって、消費・生産などの経済活動が縮小しました。米国では、実質GDP成長率が2018年から鈍化しましたが、適度な伸びが続いた個人消費や政府支出の伸長に支えられて、経済の堅調な拡大が続きしました。ただし、夏頃まで激化した米中貿易摩擦などの不確実性を反映して、企業は設備投資に慎重でした。米中貿易摩擦や新型コロナウイルス感染症の拡大による経済への影響を軽減するため、米国では利下げや量的緩和の再開といった金融緩和政策の強化に加えて、財政拡大にも踏み切りました。中国では、米中貿易摩擦と新型コロナウイルス感染症の先進国での拡大によって輸出が鈍化し、企業の設備投資意欲が減退しました。また、中小企業・サービス業の稼働率はまだ正常化しておらず、雇用環境と国内消費が抑制されやすい状況です。他方、当局は金融機関に対して融資強化指導を行っており、今後は緩やかな国内信用の拡張が期待されます。財政政策ではGDP比3%を超える財政赤字が一時的に許容される等、景気対策を強める方針が打ち出されています。欧州でも、米中貿易摩擦の影響で外需が落ち込み、また、EUの新車環境規制強化も影響し製造業の生産が減少した一方、堅調な雇用に支えられて個人消費は底堅く推移しました。しかし、2020年3月には新型コロナウイルス感染症の拡大によって、主要国では外出規制が実施され、域内の消費・生産活動が大幅に制約されました。

日本経済については、2019年度前半までは緩やかながら拡大基調を続けたものの、2019年10月の消費税率引き上げをきっかけに個人消費が大きく落ち込みました。米中貿易摩擦の影響を受けて輸出が2018年後半以降伸び悩みを続けていることが、企業の設備投資意欲を減退させていましたが、消費税増税後は設備投資の減少が明確になっています。2020年に入ってから、新型コロナウイルス感染症の拡大にともないインバウンド需要が大きく減少しているほか、外出抑制により個人消費がさらに低迷したと見られます。企業業績も景気減速の影響を受けて、主要企業の2019年度の経常利益は、8年ぶりに減益となる公算が大きくなりました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による景気・企業業績への影響が懸念されて、年度後半には株式市場が大幅な下落に見舞われ、市場のボラティリティ（変動性）が高まる場面がありました。

金融規制に関しては、自己資本比率・流動性比率・レバレッジ比率等、バーゼルⅢと呼ばれる規制の適用に加え、当社は「国内のシステム上重要な銀行」のひとつに指定されており、国内外の金融機関に対する監督強化のための広範囲な規制改革に引き続き注意深く対応することが必要となっております。また、新型コロナウイルス感染症の蔓延による世界経済の落ち込みや、それにともなう各国中央銀行の金融政策の変更など、先が見えない状況が継続する中、グローバルな事業環境の変化に対応し、適切な施策を検討・実施しております。

このように当社を取り巻く環境が大きく変動する中、2019年4月に公表したビジネス・プラットフォームの再構築に全社を挙げて取り組み、競争優位性のある分野でお客様のニーズに応じたソリューション提供に注力した結果、税前損益は前期から大幅に回復しました。



## 経営成績

当期の純営業収益は5,205億30百万円（前期比2.7%増）、経常利益は703億66百万円（同46.2%増）、当期純利益は510億60百万円（同49.1%増）となっております。

### 受入手数料

当期の受入手数料は、3,498億31百万円（前期比1.6%減）となりました。内訳は次のとおりです。

#### (1) 委託手数料

東証売買代金は通期で689兆70百億円（前期比8.8%減）となる中、当社の株式委託取引にかかる売買代金は237兆55百億円（同4.3%減）となりました。

また、株式委託手数料は890億46百万円（同2.7%減）、委託手数料は合計で937億円（同2.1%減）となりました。

#### (2) 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

当期の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は、238億77百万円（前期比26.4%減）となりました。

#### (3) 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

受益証券の募集・売出しの取扱手数料は662億38百万円（前期比17.1%増）となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は合計で707億54百万円（同16.8%増）となりました。

#### (4) その他の受入手数料

当期は、M&A関連手数料やファンドラップ受入手数料が減少したことから、合計で1,615億円（前期比3.1%減）となりました。

## トレーディング損益

当期のトレーディング損益は、1,652億17百万円（前期比9.7%増）となりました。内訳は、株券等トレーディング収益で786億78百万円（同32.4%増）、債券・為替等トレーディング損益で865億39百万円（同5%減）となりました。

## 金融収支

当期の金融収益は、主に受取配当金等に係る収益の増加により746億55百万円（前期比8.1%増）、金融費用は有価証券品借料の増加により691億74百万円（同1.4%増）となりました。

## 販売費・一般管理費

当期の販売費・一般管理費は、取引関係費等の減少により、合計で4,519億39百万円（前期比1.5%減）となりました。

商品別の受入手数料の内訳は、次表のとおりであります。

(単位：百万円)

| 期 別  | 区 分                            | 株 券     | 債 券    | 受益証券    | その他    | 計       |
|------|--------------------------------|---------|--------|---------|--------|---------|
| 第18期 | 委 託 手 数 料                      | 91,564  | 475    | 3,667   | 1      | 95,707  |
|      | 引受け・売出し・特定投資家<br>向け売付け勧誘等の手数料  | 25,984  | 6,454  | —       | —      | 32,438  |
|      | 募集・売出し・特定投資家向<br>け売付け勧誘等の取扱手数料 | —       | 4,022  | 56,568  | —      | 60,589  |
|      | そ の 他 の 受 入 手 数 料              | 5,499   | 1,285  | 66,701  | 93,181 | 166,666 |
|      | 計                              | 123,047 | 12,236 | 126,935 | 93,183 | 355,401 |
| 第19期 | 委 託 手 数 料                      | 89,046  | 466    | 4,186   | 2      | 93,700  |
|      | 引受け・売出し・特定投資家<br>向け売付け勧誘等の手数料  | 13,721  | 10,156 | —       | —      | 23,877  |
|      | 募集・売出し・特定投資家向<br>け売付け勧誘等の取扱手数料 | —       | 4,516  | 66,238  | —      | 70,754  |
|      | そ の 他 の 受 入 手 数 料              | 6,025   | 1,408  | 65,341  | 88,727 | 161,500 |
|      | 計                              | 108,792 | 16,546 | 135,764 | 88,729 | 349,831 |

商品別のトレーディング損益の内訳は、次表のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区 分                     |                         | 第 18 期  | 第 19 期  |
|-------------------------|-------------------------|---------|---------|
| 株 券 等 ト レ ー デ ィ ン グ 損 益 |                         | 59,403  | 78,678  |
| 債券等・その他（為替等）のトレーディング損益  |                         | 91,167  | 86,539  |
|                         | 債 券 等 ト レ ー デ ィ ン グ 損 益 | 84,712  | 51,657  |
|                         | その他（為替等）のトレーディング損益      | 6,455   | 34,882  |
| 計                       |                         | 150,570 | 165,217 |

## 2. 設備投資の状況

設備投資につきましては、主として、国内およびグローバルなビジネスラインの業務推進支援を目的としたシステム投資を行っております。営業部門においては、お客様にとって、より利便性の高いサービスをお届けするためにオンラインサービスの拡充を実施しております。ホールセール部門では、グローバルなオーダーに対応するトレーディングシステムやシステム基盤の強化と効率的かつ安定的な稼働に向けた取組みを引き続き実施しております。

## 3. 資金調達の状況

資金調達につきましては、グループ運営の利点を生かして、親会社である野村ホールディングス株式会社に集約された資金を有効に活用しながらも、商品在庫の増減に伴う資金需要の変化への機動的な対応を行っております。

#### 4. 対処すべき課題

以下の記載の将来に関する事項は、当会計年度の末日現在において判断したものです。

当社は、親会社である野村ホールディングス株式会社の傘下会社の一つとして、グループ一体となった連結経営の下で会社運営が行われており、下記には、企業集団としての経営方針、経営環境および対処すべき課題等を記載いたしております。

野村グループでは、社会からの信頼および株主・お客様をはじめとしたステークホルダーの満足度の向上を通じて、企業価値を高めることを経営目標として掲げております。

国内におけるビジネス・モデルの変革と海外における収益性のさらなる改善のため、2019年5月より部門主導の業務運営体制へ移行し、ビジネス・プラットフォームの再構築にスピード感をもって取り組んでまいりました。

引き続き、いかなる環境下でも持続的に成長可能な事業基盤の構築を目指してまいります。加えて、ESG（環境・社会・ガバナンス）への取り組みも重要なテーマと認識しております。

新型コロナウイルスの感染拡大による、大きな環境変化の中ではありますが、お客様へのサービスを継続し、社会に必要なインフラである金融を担う会社としての責任をしっかりと果たすことができるように努めていきます。

今後も、グローバルな事業環境の変化に柔軟かつ迅速に対応し、適正な財務基盤の維持と、資本効率の改善等を通じた経営資源の有効活用を図ってまいります。

各部門の課題、取り組みは以下のとおりです。

##### 【営業部門】

営業部門においては、「お客様の資産の悩みに応えて、お客様を豊かにする」という基本観のもと、多くの人々に必要とされる金融機関を目指しております。今後は、資産承継や老後資金の不足に対する不安など、多様化する資産の悩みに的確に応えるため、パートナーのスキルアップを継続して図るとともに、幅広い商品・サービスの充実に努めます。また、これまで当社をご利用いただいていないお客様にも商品・サービスをお届けするため、オンラインサービスを拡充するとともに、コールセンター等を通じたリモートコンサルティング体制を強化してまいります。

##### 【アセット・マネジメント部門】

投資信託ビジネスにおいては、資産運用に対するニーズの高まりが見込まれる資産形成層やリタイアメント層に焦点をあて、投資家の幅広い投資ニーズに応える多様な投資機会を提供してまいります。投資顧問ビジネスにおいては、国内外の投資家へ付加価値の高い運用商品とサービスを提供することによる顧客基盤の拡大と運用資産の増加を図ってまいります。今後とも、お客様に対して優れた運用成果を提供することに加え、多様化する資産運用ニーズに応えることで、世界の投資家から選ばれる運用会社となることを目指してまいります。

##### 【ホールセール部門】

ホールセール部門においては、お客様のニーズのさらなる高度化やテクノロジーの発展によるマーケットの変化に加えて、新型コロナウイルス感染症などによる不透明なマーケット環境や景気の低迷などが我々のビジネスに影響を及ぼす可能性があります。引き続きお客様へ高度なサービスと付加価値を提供し続けるために、国内外および他部門との連携を強化し、しっ

りとリスクコントロールを行ってまいります。ビジネスの領域を広げるとともに成長の見込まれる分野に効率的に財務リソースを活用していきます。

グローバル・マーケットでは、今後の景気や市場動向を見据えたポートフォリオの見直しを行い、徹底したリスクコントロールのもとでお客様に流動性の提供を継続してまいります。また、投資家向けストラクチャードビジネスやストラクチャード・ファイナンスといった成長が見込める分野でのビジネスおよび顧客対応を強化するとともに、フロービジネスではデジタルイノベーションを推し進めて効率化と差別化に努めてまいります。

一方、インベストメント・バンキングでは、お客様のビジネス活動のグローバル化が継続する中、クロスボーダーM&Aや国内外の市場での資金調達、またそれらの取引に付随する金利・為替ビジネスなどのソリューション・ビジネスの提供に努めてまいります。

#### 【マーチャント・バンキング部門】

マーチャント・バンキング部門においては、事業再編・事業再生・事業承継・MB0等の案件において、多様化・複雑化するお客様のさまざまな課題解決のため、エクイティ等を活用したソリューションを提供しております。お客様からのさらに幅広いソリューションへの期待に応えるため、リスク管理を適切に行いながら、投資先の企業価値向上支援に注力し、プライベート・エクイティ市場の拡大にも貢献してまいります。

#### 【リスクマネジメント、コンプライアンスなど】

野村グループでは、経営理念に基づき戦略的目標および事業計画の達成のために許容するリスクの種類と水準をリスク・アペタイトとして定めております。その上で、事業戦略に合致し、適切な経営判断に資するリスク管理体制を継続的に拡充していくことにより、財務の健全性確保および企業価値の向上に努めてまいります。

コンプライアンスについては、野村グループがビジネスを展開している各国の法令および規則を遵守するための管理態勢の整備に引き続き取り組むとともに、すべての役職員がより高い倫理観を持って自律的に業務に取り組めるよう社内の制度やルールの見直しを継続的に実施しております。

2019年 3月には、東京証券取引所で議論されている上位市場の指定・退出基準に関する情報について、市場の公正性・公平性の観点から不適切な取扱いがあり、同年5月、当社および野村證券は、金融庁より、情報管理にかかる経営管理態勢等につき、業務改善命令を受けました。当社および野村證券では、本件を重く受け止め、組織体制の見直しや規程の整備のほか、法令および規則の遵守のみならず、すべての役職員が社会規範に沿った行動ができるようになるため、野村グループの一員として取るべき行動の指針として「野村グループ行動規範」を策定するとともに、行動規範に基づく適正な行為（コンダクト）を推進する実効的な内部管理態勢の整備を行っております。

また、野村グループでは、2015年より、「野村『創業理念と企業倫理』の日」を定め、毎年、すべての役職員が過去の不祥事からの教訓を再認識し、再発防止と社会およびお客様からの信頼の維持・獲得に向けて決意を新たにすることとしております。この取り組みにおいても適正なコンダクトの在り方に関するディスカッション等を行うことで、健全な企業風土の醸成に努めるとともに、役職員一人ひとりが、資本市場に携わるプロフェッショナルとしての高い倫理観を持って行動できるよう、更なる取り組みを進めてまいります。

以上のように、経営目標の達成に向け取り組んでまいります。引き続き、金融・資本市場の安定とさらなる拡大および発展に尽力するとともに、より一層、社会に必要とされ、お客様に信頼される金融サービス・グループを目指してまいります。

## 5. 財産および損益の状況

|                     | 第16期<br>(2016. 4. 1 ~<br>2017. 3. 31) | 第17期<br>(2017. 4. 1 ~<br>2018. 3. 31) | 第18期<br>(2018. 4. 1 ~<br>2019. 3. 31) | 第19期<br>(2019. 4. 1 ~<br>2020. 3. 31) |
|---------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営 業 収 益             | 6,678億円                               | 6,910億円                               | 5,751億円                               | 5,897億円                               |
| 当 期 純 利 益           | 749億円                                 | 773億円                                 | 343億円                                 | 511億円                                 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 | 371,899.82円                           | 383,659.20円                           | 170,059.21円                           | 253,512.44円                           |
| 総 資 産               | 126,384億円                             | 124,801億円                             | 109,149億円                             | 132,565億円                             |
| 純 資 産               | 7,396億円                               | 6,662億円                               | 6,509億円                               | 6,529億円                               |

(注) 会計方針の変更により、17期以前の数字を一部組み替えております。

## 6. 重要な親会社および子会社の状況

### (1) 親会社の状況

| 親会社名               | 住所         | 事業の内容 | 議決権の<br>被所有割合<br>(%) | 主な関係内容 (注)                   |
|--------------------|------------|-------|----------------------|------------------------------|
| 野村ホールディングス<br>株式会社 | 東京都<br>中央区 | 持株会社  | 100%                 | 情報処理システムの利用料の支払<br>金銭の貸借等の取引 |

(注)親会社である野村ホールディングス株式会社との取引条件を決定するに当たり、親会社の原価や、市場金利等を勘案して合理的に決定していることから、当社取締役会は、当該取引は当社の利益を害するものではないと判断しております。

### (2) 子会社の状況

該当事項はございません。

## 7. 主要な事業内容

### (1) 委託売買業務

顧客より委託を受けて、有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引および有価証券店頭デリバティブ取引（以下「有価証券の売買等」という）を執行することを中心とする業務であります。

### (2) 自己売買業務

当社が自己の計算において、有価証券の売買等を行う業務であります。

### (3) 引受け・売出し業務

新たに発行される有価証券および既発行有価証券の買付けの申込みの勧誘を行う目的で取得する業務ならびに他に当該有価証券を取得する者がいない場合にその残部を取得する業務であります。

### (4) 募集・売出しの取扱い業務、私募の取扱い業務

新たに発行される有価証券および既発行有価証券の買付けの申込みの勧誘を行う業務ならびに新たに発行される有価証券について少数の投資家または適格機関投資家のみを相手方として買付けの申込みの勧誘を行う業務であります。

## 8. 主要拠点と所在地内訳

### (1) 国内の主要拠点と所在地内訳 本支店および営業所（128店）

| 区分          | 店舗数          |
|-------------|--------------|
| 東京都         | 本店 など 24店    |
| 関東地方（東京都除く） | 横浜支店 など 29店  |
| 北海道地方       | 札幌支店 など 5店   |
| 東北地方        | 仙台支店 など 9店   |
| 北陸地方        | 新潟支店 など 4店   |
| 中部地方        | 名古屋支店 など 15店 |
| 近畿地方        | 大阪支店 など 18店  |
| 中国地方        | 広島支店 など 9店   |
| 四国地方        | 高松支店 など 4店   |
| 九州・沖縄地方     | 福岡支店 など 11店  |

（注） なお、上記のほか海外駐在員事務所が2ヶ所（北京・上海）あります。

### (2) 当期中の新設および閉鎖

| 名称       | 区分            | 所在地                  |
|----------|---------------|----------------------|
| 新宿野村ビル支店 | 2019年8月2日 閉鎖  | 東京都新宿区西新宿1-26-2      |
| 田無支店     | 2019年8月2日 閉鎖  | 東京都西東京市田無町4-2-11     |
| 鶴見支店     | 2019年8月2日 閉鎖  | 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央1-4-1  |
| 鎌倉支店     | 2019年8月2日 閉鎖  | 神奈川県鎌倉市御成町11-32      |
| 金山支店     | 2019年8月2日 閉鎖  | 愛知県名古屋市中区金山1-12-14   |
| 上本町支店    | 2019年8月2日 閉鎖  | 大阪府大阪市中央区上本町西5-3-5   |
| 岸和田支店    | 2019年8月2日 閉鎖  | 大阪府岸和田市筋海町6-10       |
| 中野支店     | 2019年8月2日 閉鎖  | 東京都中野区中野5-65-3       |
| 武蔵小杉支店   | 2019年8月2日 閉鎖  | 神奈川県川崎市中原区中丸子13-2    |
| 中目黒支店    | 2019年8月9日 閉鎖  | 東京都目黒区上目黒2-9-1       |
| 玉川支店     | 2019年8月9日 閉鎖  | 東京都世田谷区玉川3-7-18      |
| 学園前支店    | 2019年8月9日 閉鎖  | 奈良県奈良市学園北1-11-3      |
| 田園調布支店   | 2019年8月23日 閉鎖 | 東京都大田区田園調布2-62-3     |
| 青葉台支店    | 2019年8月23日 閉鎖 | 神奈川県横浜市青葉区青葉台2-6-1   |
| 相模原支店    | 2019年8月23日 閉鎖 | 神奈川県相模原市中央区相模原4-3-14 |
| 川西支店     | 2019年8月23日 閉鎖 | 兵庫県川西市中央町7-18        |

|         |               |                  |
|---------|---------------|------------------|
| 岡本支店    | 2019年8月23日 閉鎖 | 兵庫県神戸市東灘区岡本1-8-3 |
| 蒲田支店    | 2019年8月30日 閉鎖 | 東京都大田区蒲田5-15-18  |
| 五反田支店   | 2019年8月30日 閉鎖 | 東京都品川区西五反田1-5-1  |
| 宝塚支店    | 2019年8月30日 閉鎖 | 兵庫県宝塚市栄町2-1-2    |
| 茨木支店    | 2019年8月30日 閉鎖 | 大阪府茨木市別院町1-21    |
| 横浜馬車道支店 | 2019年9月6日 閉鎖  | 神奈川県横浜市中区尾上町4-52 |
| 千里支店    | 2019年9月6日 閉鎖  | 大阪府豊中市新千里東町1-1-5 |
| 塚口支店    | 2019年9月6日 閉鎖  | 兵庫県尼崎市塚口町1-10-20 |
| 大東支店    | 2019年9月6日 閉鎖  | 大阪府大東市赤井2-1-12   |
| 東京支店    | 2020年2月14日 閉鎖 | 東京都千代田区丸の内1-8-2  |
| 上野支店    | 2020年2月21日 閉鎖 | 東京都台東区上野2-1-8    |
| 虎ノ門支店   | 2020年2月21日 閉鎖 | 東京都港区虎ノ門2-1-1    |

#### 9. 使用人の状況

| 使用人数（人） | 前事業年度末比増減（人） |
|---------|--------------|
| 15,065  | 251（減）       |

（注1） 使用人数には当社の使用人数の合計（臨時使用人を除く）を記載しております。

（注2） 使用人数は就業人員数であります。

#### 10. 主要な借入先および借入額の状況

（単位：百万円）

| 借入先                  | 借入金残高   |
|----------------------|---------|
| 野村ホールディングス株式会社       | 518,800 |
| 日本銀行                 | 424,645 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社     | 110,000 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社   | 110,000 |
| 農林中央金庫               | 100,000 |
| 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 | 50,000  |

（注） 日本銀行からの借入金は、日本銀行に当社保有の債券を担保として差し入れて電子貸付を受ける、日本銀行が資金を供給するオペレーションによるものであります。



## 11. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の資本政策は次のとおりです。

### (1) 株主資本

「金融商品取引業等に関する内閣府令」に定める自己資本規制比率において、適切な水準を維持してまいります。2020年3月31日現在の自己資本規制比率は241.1%と、健全な財務基盤を有しております。

### (2) 配当

配当政策につきましては、自己資本規制比率等、第一種金融商品取引業者としての業務を行う上での重要な指標を考慮しつつ親会社である野村ホールディングス株式会社と協議の上、利益配当の額を決定することをその方針としております。

剰余金の配当は、2020年3月31日の基準日において、1株当たり49万6,500円といたしております。

### (3) 自己株式の取得

該当事項はございません。

## 12. その他当社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## ii. 株式に関する事項

### 1. 上位10名の株主の状況

| 株主名            | 持株数および持株比率 |     |
|----------------|------------|-----|
|                | 株          | %   |
| 野村ホールディングス株式会社 | 201,410    | 100 |

### 2. その他株式に関する重要な事項

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| (1) 当社が発行できる株式の総数 | 400,000株 |
| (2) 発行済株式総数       | 201,410株 |
| (3) 株主数           | 1名       |

iii. 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況（2020年3月31日現在）

| 氏 名     | 地位および担当           | 重要な兼職状況                                                                          |
|---------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 古 賀 信 行 | 取締役               | 野村ホールディングス株式会社取締役会長<br>神奈川開発観光株式会社代表取締役社長                                        |
| 永 井 浩 二 | 取締役会長             | 野村ホールディングス株式会社取締役兼代表執行役社長<br>グループCEO                                             |
| 森 田 敏 夫 | 代表取締役社長           | 野村ホールディングス株式会社執行役グループCo-COO                                                      |
| 新 井 聡   | 代表取締役副社長          |                                                                                  |
| 中 田 裕 二 | 代表取締役副社長          | 野村ホールディングス株式会社執行役<br>野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社取締役                                |
| 寺 口 智 之 | 代表取締役専務           | 野村ホールディングス株式会社執行役<br>野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社取締役<br>野村アジアパシフィック・ホールディングス株式会社取締役 |
| 中 島 豊   | 取締役専務             | 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社取締役<br>野村インシュアランス・ソリューション株式会社取締役                        |
| 赤 塚 庸   | 取締役常務             |                                                                                  |
| 北 村 巧   | 取締役常務             | 野村ホールディングス株式会社執行役<br>株式会社コーポレート・デザイン・パートナーズ代表取締役社長                               |
| 島 崎 憲 明 | 取締役<br>監査等委員(委員長) | 野村ホールディングス株式会社社外取締役<br>株式会社ロジネットジャパン社外取締役                                        |
| 樋 渡 利 秋 | 社外取締役<br>監査等委員    | 株式会社鹿児島銀行社外取締役<br>トーヨーカネツ株式会社社外取締役                                               |
| 尾 崎 元 規 | 社外取締役<br>監査等委員    | 本田技研工業株式会社社外取締役<br>カシオ計算機株式会社社外取締役                                               |
| 鈴 木 貴 之 | 取締役<br>監査特命取締役    | 野村アセットマネジメント株式会社社外取締役                                                            |
| 南 村 芳 寛 | 取締役<br>監査特命取締役    | 野村信託銀行株式会社社外取締役                                                                  |
| 柳 井 健 寿 | 取締役<br>監査特命取締役    | 野村アセットマネジメント株式会社社外取締役<br>野村信託銀行株式会社社外取締役                                         |

(注)

1. 取締役 樋渡利秋および尾崎元規は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員（委員長）である取締役 島崎憲明は、米国企業改革法に基づく財務専門家であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

iv. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

## Ⅱ．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容および当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容は、以下のとおりです。また、当期における当該体制の運用状況の概要は、それぞれ項目ごとに破線枠内に記載のとおりです。

### ＜野村証券における業務の適正を確保するための体制＞

当社は、業務の適正を確保するため、以下の体制（以下「内部統制システム」という）を取締役会において定め、定期的にこれを評価し、必要な場合には見直しを行う。取締役会は、取締役の職務の執行の監督および当社の経営の基本方針の策定等を通じて業務の適正を確保するほか、業務執行取締役による内部統制システムの整備・運用状況をモニタリングし、必要に応じてその改善を求める。

また、取締役会は、取締役に「野村グループ行動規範」を遵守させるとともに、業務執行取締役を通じ全役職員にこれを徹底する。

### Ⅰ．監査等委員会に関する事項

監査等委員会は、法令に定める権限を行使し、会計監査人および監査法人ならびに社内の組織を利用して、取締役の職務の執行の適法性・妥当性・効率性について監査を行い、当社の業務の適正の確保に資するものとする。

#### 1．職務を補助する取締役および使用人

(1) 取締役会は、常勤の取締役（業務執行取締役を除く。）の中から、「監査特命取締役」を任命することができる。監査特命取締役は、監査等委員会の監査を補助し、取締役会による取締役の職務の執行の監督を効果的に行うため、監査等委員会の指示に従って職務を行う。

(2) 監査等委員会および取締役の職務を補助するため、取締役会室を置く。取締役会室の使用人の人事考課は、監査等委員会または監査等委員会が選定する監査等委員が行う。取締役会室の使用人に係る採用、異動、懲戒については、監査等委員会または監査等委員会が選定する監査等委員の同意を得なければならない。

#### ＜上記体制の運用状況の概要＞

当社は、当社の業務に精通した常勤の非業務執行取締役3名を監査特命取締役に任命し、当該監査特命取締役は監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の監査の補助を行っております。また、当社は、取締役の職務を補助する部署として取締役会室を設置しております。なお、業務執行からの独立性を確保するため、同室の使用人の人事考課は監査等委員会が選定する監査等委員が行っております。

#### 2．監査の実効性を確保するための体制

(1) 監査等委員会の選定する監査等委員または監査特命取締役は、経営会議等重要な会議に出席または陪席することができる。

(2) 監査等委員会は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人から、期初の監査計画、期中の監査状況、期末の監査結果、財務報告に係る内部統制の状況について説明を求めることができる。また、監査等委員および監査特命取締役は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人と必要に応じて意見交換を行うことができる。

(3) 監査等委員会が選定する監査等委員は、必要に応じて自らまたは他の監査等委員もしくは監査特命取締役を通じて、当社に対する実査を行うことができる。

(4) 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要に応じて、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。

#### ＜上記体制の運用状況の概要＞

監査等委員会の選定する監査等委員または監査特命取締役は、経営会議や内部管理委員会等の重要な会議に出席または陪席しております。

監査等委員会は、会計監査人および財務諸表の監査を行う監査法人であるEY新日本有限責任監査法人から期初の監査計画、期中の監査状況、期末の監査結果および財務報告に係る内部統制の状況について直接説明を受けております。加えて、監査等委員は、EY新日本有限責任監査法人と定例の会議を実施するほか適宜に意見を求めるなど、EY新日本有限責任監査法人と監査上の問題認識などの共有と意見の交換を緊密に行っております。

また、監査等委員会の選定する監査等委員または監査特命取締役は、営業店および本社各部署の往査を通じた監査活動も行っております。

なお、監査等委員会は必要に応じて外部の弁護士に専門的意見を求めることができる体制を整えております。

### 3. 内部監査部門との連携

監査等委員会は、内部監査の実施状況等に関する報告の聴取、内部監査に係る実施計画の変更・追加監査の実施・改善策の策定等に関する勧告等の活動を通じて、内部監査部門と連携を図るものとする。

#### <上記体制の運用状況の概要>

監査等委員会は、内部監査を担当する執行役員から直接または監査等委員を通じて、内部監査体制の整備・運用状況、内部監査の実施状況等について適宜報告を受けるなど、内部監査部門との連携を行っております。

また、監査等委員長は、会計監査人および内部監査を担当する執行役員と、定例の会議を設けて監査上の問題意識などの共有と意見の交換を行っており、監査活動の充実に努めております。

## II. 業務執行取締役に関する事項

### 1. コンプライアンス体制

#### (1) 野村グループ行動規範の遵守および徹底

業務執行取締役は、「野村グループ行動規範」を遵守することを宣誓し、もって定款および法令諸規則に照らして適法な経営を推進するとともに、執行役員および使用人に対し同規範の浸透を図り、その遵守を徹底する。

#### (2) コンプライアンス体制の整備

経営会議は、「コンプライアンスは経営の最重要課題のひとつである」との認識の下、内部管理委員会の審議に基づき、法令遵守に係る基本方針およびコンプライアンス・プログラムを決定し、業務執行取締役を通じてその周知徹底を行う。

業務執行取締役は、コンプライアンスに関する規程の整備、所管部署および責任者の設置、取引の公正確保、顧客資産の分別保管その他のコンプライアンス体制を整備する。また、社会倫理および社会正義に照らして疑義があると思料する事案に関する是正対応、ならびに遵法精神および社会常識を踏まえた使用人による業務の取組みを徹底するため、全部店に業務管理者を置き、もって法令諸規則等を遵守した職務の執行を推進する。

#### (3) コンプライアンス・ホットライン

業務執行取締役は、当社における法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が、野村ホールディングスの取締役会において指名する者に直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置する。

#### (4) 反社会的勢力との関係断絶

当社は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を実施し、贈収賄を防止し、また、反社会的勢力または団体との一切の取引および経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行わないものとする。業務執行取締役はそのために必要な体制の整備を行う。

#### <上記体制の運用状況の概要>

当社の役職員は、毎年1回、野村グループの一員として取るべき行動の指針である「野村グループ行動規範」の遵守を宣誓しております。当期は、東京証券取引所で議論されていた上位市場の指定・退出基準に関する情報について、市場の公正性・公平性の観点から不適切な取扱いがあったとして、金融庁より、情報管理に係る経営管理態勢等につき、業務改善命令を受けたことをふまえ、経営レベルにおいて役職員の適正な行為（コンダクト）を促進するガバナンスの仕組みを整備し、2020年4月より運用を開始しております。また、「野村『創業理念と企業倫理』の日」を定め、毎年この日に、野村グループの創業理念と企業倫理について考え、不祥事を二度と起こさないことを野村グループ全体で決意するための取組みを実施しております。当期は、適正な行為（コンダクト）の在り方について、野村グループの役職員で議論し、不祥事の根絶と社会およびお客様からの信頼の維持・獲得を目指すことを再確認しました。当期は、職業倫理に対する役職員の意識の一層の浸透を図るための職業倫理研修を上記取組みと一体として実施しております。

当社では、当社の代表取締役のうち、当社における内部管理体制を統括する者として、内部管理統括責任者を任命しているほか、それを補佐する内部管理統括補助責任者を任命しております。また、各部店または営業所における営業活動について内部管理を行う者として、管理職を内部管理責任者に任命しております。

社員が法令違反の疑いのある行為等に気付いた場合には、その情報を社内外の通報受領者に直接提供する手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置し、社員に周知しております。情報提供の手段は問わず、匿名での情報提供も可能とされ、情報提供に関する秘密は厳守されております。

野村グループでは「野村グループ行動規範」の中で、反社会的勢力又は団体との取引の遮断やマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止について定めておりますが、当社においてもこの規範に沿って、高いレベルの管理体制をもって反社会的勢力との関係を一切遮断すること、また犯罪収益の金融資本市場への流入やテロリストへの資金供与を防ぐことを基本方針としております。また、野村グループで定める「野村グループ・マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策方針」のもと、野村ホールディングスと連携しながら社内管理体制の整備を図っております。

## 2. リスク管理体制

- (1) 業務執行取締役は、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスク等を中心とする、業務の執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、その把握と管理に努める。
- (2) 業務執行取締役は、リスク管理に関する規程の整備、所管部署および責任者の設置等、リスク管理の実効性を維持する体制の整備に努めるものとする。
- (3) 業務執行取締役は、リスク管理体制の整備状況および自己資本規制比率について経営会議に報告する。経営会議においては、当該報告に基づきリスク管理および自己資本規制比率の状況を分析し、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するために、適切な対策を講じる。
- (4) 業務執行取締役は、自然災害またはシステム・ダウン等の危機に対する予防措置および緊急時の対策等の基本原則を定めることにより、危機を予防または回避し、顧客および当社の役職員の安全確保、営業資産の保全、ならびに被害の軽減および早期復旧を図る体制を整備する。

### ＜上記体制の運用状況の概要＞

リスク管理に関する基本原則、枠組みおよびガバナンスを規定し、もって当社の適切なリスク管理および財務の健全性確保に資することを目的として、「リスク管理規程」を定めております。リスク管理を担当する部署は、ビジネスの執行を行う部署から独立した組織として構成され、業務の執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理を行っております。

また、当社は、危機管理体制の基本原則を「危機管理規程」に定めております。当社は、同規程に基づき、経営会議に報告を行う危機管理委員会を設置し、危機管理および業務継続にかかわる対応を行う体制を整備しております。その他、当社は、緊急時に全役職員の安否を把握で

きるよう、平時から安否確認訓練、防災訓練、業務継続訓練等を継続的に実施し、危機管理意識の醸成と有事対応体制の維持強化を図っております。

### 3. 職務執行に関する報告体制

- (1) 業務執行取締役は、取締役会に対し、3ヵ月に1回以上、自己の職務の執行の状況について報告を行うほか、執行役員および使用人による報告体制を整備する。
- (2) 業務執行取締役は、定期的に監査等委員会に対して直接、または監査等委員もしくは監査特命取締役を通じて以下に掲げる事項を報告する。
  - ① 内部監査の実施状況およびその結果ならびに改善状況
  - ② コンプライアンス体制の整備運用状況
  - ③ リスク管理状況
  - ④ 四半期毎の決算の概要および重要事項（重要な会計方針の選択または適用に関する事項を含む。）
  - ⑤ コンプライアンス・ホットラインの運用状況および受領した通報内容
- (3) 業務執行取締役、執行役員および使用人は、監査等委員会が選定する監査等委員または監査特命取締役からその職務の執行に関する事項の報告を求められた場合、当該事項につき速やかに報告を行う。
- (4) 取締役および執行役員は、以下に掲げる事項を知った場合、直ちに監査等委員または監査特命取締役に報告を行う。また、当該事項を知った者が業務執行取締役または執行役員である場合は、同時に経営会議または内部管理委員会に対しても報告を行う。経営会議および内部管理委員会は当該事項について審議を行い、必要と認める場合、その結果に基づき、適切な対策を講じるものとする。
  - ① 重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項
  - ② 業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
  - ③ 規制当局からの命令その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- (5) 当社は、前項に規定する報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、必要な措置を講じるものとする。

#### ＜上記体制の運用状況の概要＞

業務執行取締役は、毎回の取締役会において経営会議の審議状況、財務の状況、各部門における業務執行の状況について報告を行っております。また、業務執行取締役は、監査等委員会に対して直接、または監査等委員を通じて各々の業務執行状況等について報告しております。加えて、執行役員および使用人は、監査等委員からその職務の執行に関する事項の報告を求められた場合、当該事項について速やかに報告を行っております。

当社は、法令や社内規定に違反する疑いのある行為等を取締役および執行役員が発見した場合は、速やかに報告を行わなければならないことを定期的に周知、徹底しております。また、当社では、「野村グループ行動規範」により、当該報告を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止しているほか、そのような不利益な取扱いが禁止されていることを周知、徹底しております。

### 4. 職務執行の効率性を確保するための体制

- (1) 業務執行取締役は、取締役会において定められた経営機構および業務執行取締役の職務分掌に基づいて当社の業務執行の決定および業務執行を行う。
- (2) 業務執行取締役は、執行役員の職務分掌および使用人の職務権限を定め、執行役員および使用人の責任と権限を明確にし、もって効率的な職務執行体制および職務の執行の責任体制を確立する。

(3) 取締役会決議に基づき業務執行取締役は業務の執行の決定を委任された事項のうち、一定の重要事項については、経営会議等の会議体における審議・決定、または稟議手続を経て決定する。

(4) 経営会議は、野村グループの部門その他の組織の機能を踏まえて当社の組織を構築し、その効率的な運営を確保する。

＜上記体制の運用状況の概要＞

当社における業務執行の決定は、法令の定める範囲内で、取締役会から権限を委譲された業務執行取締役が機動的・効率的に行うこととしております。また、高度化・専門化する金融業務における業務執行体制の一層の強化を図るため、業務執行取締役から業務執行権限の一部の委譲を受けた執行役員が個々の担当分野のビジネス、オペレーションを担っております。

取締役会の決議により業務執行取締役に委任された事項のうち、特に重要な業務執行の決定については経営会議を設置し、審議・決定しております。経営会議での審議内容について、取締役会は、経営会議から3ヵ月に1回以上の報告を受けております。経営会議は、当社の経営に係る重要事項について審議・決定しております。

5. 情報の保存および管理に関する体制

業務執行取締役は、重要な会議の議事録、会議録、稟議書、契約書、計算関係書類その他の重要な文書（電磁的記録を含む。）について、関連資料とともに少なくとも10年間保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

＜上記体制の運用状況の概要＞

重要な会議の議事録、会議録、稟議書、契約書、計算関係書類その他の重要な文書（電磁的記録を含む。）については、いずれも関係法令および関連する社内規定に従って適切に保管しており、閲覧可能な状態を維持しております。

6. 内部監査体制

(1) 業務執行取締役は、内部監査を担当する部署を設置し、内部監査を実施することにより、業務全般にわたる内部統制の有効性および妥当性を確保する。

(2) 経営会議は、内部統制に係る基本事項、内部監査に係る年次計画、実施状況およびその結果について審議または決定する。

(3) 業務執行取締役は、経営会議に対し、内部監査の実施状況およびその結果について、3ヵ月に1回以上報告を行う。

＜上記体制の運用状況の概要＞

内部統制の有効性および妥当性を確保するため、内部監査の専任部署としてインターナル・オーディット部を設置しております。内部監査部門が業務執行から独立して内部監査を行い、業務改善の勧告、提言等を行っております。経営会議では内部統制に係る基本事項の定立や内部監査に係る年次計画の承認が行われており、業務執行取締役は経営会議に対して内部監査の実施状況等について定期的に報告しております。

Ⅲ. 野村ホールディングスとの連携

(1) 業務執行取締役は、当社の業務の適正を確保するとともに、野村ホールディングスとの連携を行うことにより、野村グループの内部統制の確保に寄与する。

(2) 監査等委員会は、必要に応じて野村ホールディングスの監査委員会と連携し、当社の業務の適法性・妥当性・効率性について監査を行う。

(3) 取締役は、野村ホールディングスの監査委員会または監査特命取締役から報告を求められた場合、当該事項につき速やかに報告を行う。



〈上記体制の運用状況の概要〉

業務の適正を確保するための体制を整備し、それに基づいた運用を行うとともに、野村ホールディングスと連携しながら、野村グループの内部統制の確保に寄与しております。また、当社の監査等委員会を野村ホールディングスの監査委員会と合同で開催し、業務の適法性・妥当性・効率性について監査を行っております。

注：本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

## 事業報告に係る附属明細書

事業報告に係る附属明細書については、該当事項はありません。

## 監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法、内容および結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、それに従い会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程および内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役、執行役員および主要な使用人等の職務執行の状況、ならびに本社および主要な事業所の業務および財産の状況を調査しました。

また、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに係る内部統制体制に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている内部統制体制について、取締役、執行役員および主要な使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号ロの判断およびその理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づき整備されている内部統制体制に関する事業報告の記載内容ならびに取締役の職務の執行について、指

摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020 年 5 月 21 日

野村證券株式会社 監査等委員会

監査等委員長 島崎 憲明



監査等委員 樋渡 利秋



監査等委員 尾崎 元規



(注) 樋渡利秋および尾崎元規は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

# 独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

野村証券株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

松村 洋季 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

湯原 尚 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

中桐 徹 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

津村 健二郎 

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、野村証券株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における及び取締役の職務の執行を監視することにある。



#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上